

第三期小平市子ども・子育て支援事業計画策定の基本方針

1 計画策定の背景

市では、市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、子ども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に第一期、令和2年3月に第二期の「小平市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

令和6年度末をもって第二期計画が終了することから、国の基本指針に基づき、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施し、現状と課題を踏まえた「第三期小平市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

2 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条を根拠とする。計画の策定に当たっては、「小平市第四次長期総合計画」及び関連する個別計画等との整合性を図る。

3 計画対象期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

4 計画策定体制

(1) 小平市子ども・子育て審議会

小平市子ども・子育て審議会から意見を聴取する。

(2) 市民からの意見・要望の収集

計画策定に当たっては、ニーズ調査を実施するとともに、素案段階において市民意見公募手続を実施し、広く市民の意見を聴取する。

(3) 庁内体制の確保

庁内関係課で構成する小平市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会において、計画案の検討及び調整を行う。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画策定の進捗状況について、必要に応じて適宜、市議会に報告する。

(2) 情報の公開

小平市子ども・子育て審議会の会議録及び資料等について、終了後速やかに、小平市ホームページ等により公表する。

6 ニーズ調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、令和5年度にニーズ調査を実施する。

調査では、就学前児童及び就学児童（小学校1年生から6年生まで）をもつ保護者から、幼児教育・保育及び地域の子育て支援に係るサービスの現在の利用状況と今後の利用希望等を聞き、量の見込みと確保方策を設定するための基礎データとする。

7 計画策定スケジュール概要

年 月	子ども・子育て審議会、市民参加	事務局
令和6年 2月	ニーズ調査実施	庁内検討委員会 適宜開催 計画策定方針の公表
3月	子ども・子育て審議会④ (計画策定方針の報告)	
4月		ニーズ調査結果まとめ
5月	子ども・子育て審議会① (ニーズ調査結果の速報) (事業量の見込み)	
6月	子ども・子育て審議会② (現状・課題、骨子案)	東京都への報告 (事業量見込み)
7月		
8月	子ども・子育て審議会③ (素案①)	
9月		
10月	子ども・子育て審議会④ (素案②)	東京都への協議
11月	市民意見公募手続 (パブリックコメント)	
12月	子ども・子育て審議会⑤ (計画案)	
令和7年 1月		
2月	子ども・子育て審議会⑥ (報告)	
3月		計画の公表

※子ども・子育て審議会の開催月及び会議内容は、変更の可能性あり。